# 令和４年　東川町議会　第７回臨時会　会議録

１．招集年月日　　令和４年 11 月 30 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和４年 11 月 30 日　　午前　９時 30 分
４．閉　　会　　令和４年 11 月 30 日　　午前 10 時 11 分
５．会　　期　　１日間
６．応 招 議 員

| | |
|---|---|
| １番　杉　本　岳　大 | ２番　山　家　祥　幸 |
| ３番　飯　塚　達　央 | ４番　薦　田　敏　次 |
| ５番　能　登　暢　吉 | ６番　畑　中　雅　晴 |
| ７番　藤　倉　智恵子 | ８番　安　原　芳　博 |
| ９番　正　満　正　義 | 10 番　鈴　木　哉　美 |
| 11 番　鶴　間　松　彦 | 12 番　高　橋　昭　典 |

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　長 | 松　岡　市　郎 | 保健福祉課長 | 佐々木　英　樹 |
| 副　町　長 | 平　田　章　洋 | 都市建設課長 | 矢ノ目　俊　之 |
| 副　町　長 | 市　川　直　樹 | | |
| 教　育　長 | 杉　山　昌　次 | | |
| 企画総務課長 | 佐　藤　文　泰 | | |

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　次長　塚原　裕美　　書記　阪部　友洋
12．町長提出議案の題目
議案第１号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第８号）について
議案第２号　令和４年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第３号　令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第２号）について
議案第４号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第５号　議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第６号　特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
13．議員提出議案の題目
な　し
14．議　事　日　程
議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
15．会議録署名議員
議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
８番　安原芳博議員、９番　正満正義議員。

○開　　会

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。<br>よって、令和４年東川町議会第７回臨時会は成立いたしますので、開会いたします。<br>これより直ちに本日の会議を開きます。 |

○招集者挨拶

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | 町長より本臨時会招集の挨拶があります。<br>町長。 |
| 町長（松岡市郎君） | （登壇）<br>おはようございます。<br>今日は、令和４年東川町議会第７回の臨時会、招集させていただきましたけれども、全員の皆様方の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。<br>本日提案させていただきます案件につきましては、人事院勧告関連の補正予算、条例改正等でございまして、提出案件６件でございますが、どうか全会一致で議決を賜りますようにお願い申し上げます。<br>ありがとうございます。 |

○議事日程の報告

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | 本臨時会の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。<br>議事日程に従い議事を進めます。 |

○日程第１　会議録署名議員の指名

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。<br>本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、８番　安原芳博議員、９番　正満正義議員を指名いたします。 |

○日程第２　会期の決定

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | 日程第２「会期の決定について」を議題といたします。<br>本臨時会は、本日１日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。(「異議なし。」の声あり。)<br>異議なしと認めます。<br>よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。 |

○日程第３　諸般の報告

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | 日程第３「諸般の報告」を行います。<br>町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。 |
| 町長（松岡市郎君） | ありません。 |

議長（高橋昭典君）　町長からの報告事項はありません。
議会からの報告事項は、別紙の配付のとおりでございます。
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４～６　議案第４号～第６号

議長（高橋昭典君）　これより、議案審議に入ります。
日程第４　議案第４号から日程第６　議案第６号までは、いずれも人事院勧告に伴う条例改正案で関連がありますので、これを一括議題といたします。
日程順に従い、順次、提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第４号から議案第６号までの３議案を一括して、提案理由と改正内容について御説明を申し上げます。
人事院は８月８日に、国家公務員の一般職の給与について、2022 年度月例給の引き上げと勤勉手当を 0.1 か月引き上げることなどを骨子とする勧告書を国会及び内閣に提出いたしました。それを受けて政府は 10 月７日に給与改正法案を国会に提出。また北海道においても、人事委員会より同様の勧告を受けて 11 月 29 日に開催の第４回定例道議会に、関係条例案を提出しております。
本町のように人事委員会を設置していない町村では、地方公務員法により、民間事業者における従業員の給与や、国の人事院勧告などを参考に、社会一般の情勢に適応するよう、随時適当な措置を講じなければならないとしているため、給与等関連条例の改正について提案するものでございます。
ここで、給与勧告の骨子について、該当する内容を説明いたしますので、「第７回臨時会資料」１ページを議案と併せて御覧ください。
給与勧告の内容についてでありますが、中段に記載の「Ⅱ　民間給与との比較に基づく給与改定等」の中の「１　民間給与との比較」にありますように、人事院では、約１万 1,800 民間事業所の約 45 万人の個人別給与の調査を実施した結果、月例給においては 921 円、率にして 0.23％民間給与が上回り、ボーナスにおいては民間の支給割合は、4.41 月に対し、公務員は 4.3 月との結果でございました。
この結果を受けて人事院では、２の「給与改定の内容と考え方」に記載のとおり、月例給については、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒者初任給を 3,000 円、高卒者初任給を 4,000 円程度引き上げるもので、平均改定率は全体で 0.3％引き上げとなり、俸給表が改定されます。また、ボーナスについては、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当を 0.1 か月引き上げて、年間の支給割合を 4.3 月から 4.4 月としています。改定の実施時期について、月例給が令和４年４月１日に遡り、ボーナスについては法律の公布日となるため、令和４年 12 月期支給分から対象となりますが、令和４年 12 月期の勤勉手当については、0.1 か月引き上げて 1.05 月に、また令和５年６月期以降の６月及び 12 月に支給される勤勉手当をそれぞれ 0.05 月引き上げて、1.0 月とする内容でございます。以上が、給与勧告の骨子であります。これを受けて本町では、月例給及び勤勉手当の引き上げについて、改正を行うべく、関係条例の改正について提案をさせていただくものでございます。

それでははじめに、議案第４号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の改正内容を御説明いたします。
改正条例では、第１条で、本年度から適用となる「勤勉手当の率」及び「給料表」について改正し、また、第２条では、来年度から適用となる「勤勉手当の率」について改正する内容となっています。
それでは、改正内容を「第７回臨時会資料」に基づき御説明いたしますので、３から９ページの新旧対照表を御覧ください。
第１条では、条例第 11 条の５第２項第１号の一般職の勤勉手当の率を「100 分の 95」から 0.1 月分を引き上げて、「100 分の 105」に改正し、同項の第２号では再任用職員に対する勤勉手当の率を「100 分の 45」から 0.05 月分引き上げた「100 分の 50」に改正します。次に、別表第１の給料表について全部改正をするものでございます。
第２条の改正では、令和５年度以降の勤勉手当の率について、条例第 11 条の５第２項第１号の一般職員の勤勉手当は、6 月、12 月期ともに「100 分の 100」に改正し、再任用職員の勤勉手当を「100 分の 47.5」に改正を行うものでございます。
条例本文に戻っていただきまして、附則の第１条では、この条例は公布の日から施行することとし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行をいたします。第２項では、第１条の給料表の改正について、令和４年４月に遡って適用するものであることから、第２条においては、改正前の条例に基づいて支給された分は、給与の内払とみなすことを規定しているものでございます。以上が、議案第４号の改正内容でございます。次に議案第５号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の改正内容を御説明いたします。「臨時会資料」の 10、11 ページの新旧対照表を併せて御覧ください。
改正の理由については、議案第４号と同様ですので省略をさせていただきますが、議会議員の勤勉手当については設定がないため、期末手当で調整を行うこととしております。
第１条の議会議員の期末手当については、既に本年６月に支給は終了していますので、12 月期を 100 分の 215 としているものを本年度に限り 100 分の 225 に改正して支給し、11 ページの第２条による改正では、令和５年度以降の６月支給分、12 月支給分ともに 100 分の 220 に改正するものでございます。
条例本文の附則に戻っていただき、この条例は公布の日から施行することとしていますが、第２条の改正については、令和５年４月１日からの施行となっております。
最後に、議案第６号の「特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」の改正内容についてですが、議案第５号の「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」と全く同様の改正でございますので、議案及び「臨時会資料」の 12 ページ、13 ページの新旧対照表を後ほど併せて御確認をいただき、説明については省略をさせていただきます。
以上、議案第４号から議案第６号まで一括して議案の説明をさせていただきました。
よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋　これより、一括して質疑に入ります。

| | |
|---|---|
| 昭典君） | 質疑ありませんか。<br>10 番、鈴木議員。 |
| 10番（鈴木哉美君） | 10番鈴木です。一応確認のため御説明いただきたいのですが、今回の改正、議案第４号のほうになると思いますけれども、会計年度任用職員に関係する部分は、何かございますでしょうか。 |
| 議長（高橋昭典君） | 企画総務課長。 |
| 企画総務課長（佐藤文泰君） | 会計年度任用職員の扱いでございますが、職員の給与表の１級を準用して使ってございます。ただ会計年度任用職員の条例の中では、次年度の４月１日から適用するという記載が、会計年度任用職員の条例に記載されておりますので、来年４月１日から適用という形になってございます。以上でございます。 |
| 議長（高橋昭典君） | ほかに質疑ありますか。（「質疑なし。」の声あり）<br>これをもって質疑を終結いたします。<br>これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし。」の声あり）<br>討論なしと認めます。<br>最初に、議案第４号について採決いたします。<br>本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）<br>異議なしと認めます。<br>よって、「議案第４号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。<br><br>次に、議案第５号について採決いたします。<br>本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）<br>異議なしと認めます。<br>よって、「議案第５号　議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。<br><br>次に、議案第６号について採決いたします。<br>本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）<br>異議なしと認めます。<br>よって、「議案第６号　特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。 |

**○日程第７　議案第１号**

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | 日程第７　議案第１号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第８号）について」を議題といたします。 |

提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）

（登壇）
ただいま議題となりました、議案第１号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第８号）について」の提案理由と補正内容について説明申し上げます。１ページをお開きください。
令和４年度東川町の一般会計補正予算（第８号）は、次の定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 921 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 147 億 1,511 万 4,000 円とする。
第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
今回の補正は、先ほども条例改正で御提案しました、人事院勧告に伴う人件費の補正に関するもの、それから、地域おこし協力隊に関するものでございます。
それでは、最初に歳出から説明をさせていただきますので、８ページ、９ページの事項別明細書を御覧ください。
はじめに１款議会費、議員費の議員期末手当は、先ほど議決いただきました条例の一部改正により、議員の期末手当 0.1 月分 26 万円を増額するものでございます。
次の２款総務費、総務管理費、職員人件費は、議員期末手当同様に人事院勧告に伴う給与改定等によるもので、その必要額は、一般職給料 208 万 3,000 円、特別職諸手当 30 万 2,000 円、一般職諸手当 382 万 3,000 円、各種組合等負担金 102 万 1,000 円で、総務費に関わる職員人件費の総額としては 722 万 9,000 円を増額するものでございます。
なお、詳細につきましては、補正予算書の 10 ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。
次の企画費、子ども療育支援事業は、東神楽町及び東川町の２町で共同運営をしている子ども発達支援センター「おひさま」で、本町から通園している子どもたちへの総合的な療育サポート支援を行うため、地域おこし協力隊１名を採用するもので、その人件費、旅費、需用費など合計 160 万円を増額しますが、財源につきましては、特別交付税により措置されるものです。
次の３款民生費、社会福祉費、重層的支援体制整備事業及び地域生活支援事業と次の４款衛生費、保健衛生費、疾病予防対策事業は、２款総務費で御説明いたしました内容と同様に、人事院勧告に伴う給与改定により、各種事業に係る職員人件費の一般職諸手当と共済組合等の負担金について増額するもので、重層的支援体制整備事業が４万 2,000 円、地域生活支援事業が４万 1,000 円、疾病予防対策事業が４万 3,000 円をそれぞれ増額するものでございます。歳出の説明については以上でございます。続いて、歳入について御説明いたしますので、事項別明細書６ページと７ページを御覧ください。
最初に、11 款地方交付税、普通交付税は、今回の補正により必要となる財源を増額するため、普通交付税の補正前留保額 9,061 万 6,000 円から歳入歳出の差額分 761 万 5,000 円を今回の補正予算の財源として計上いたします。

次に、特別交付税は、地域おこし協力隊「子ども療育支援事業」に係る措置額160万円を増額いたします。
以上が、議案第１号、令和４年度東川町一般会計補正予算（第８号）の説明でございます。
御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入歳出について一括して質疑に入ります。
質疑ありませんか。
10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　10番、鈴木です。子ども療育支援事業の地域おこし協力隊のことについて、ちょっとお伺いをしたいのですが、おひさまの療育支援ということで、まず１点目としては、言語聴覚士の方が、今いらっしゃらなかったような気がしていたんですが、間違えだったらすいません。その方を補うという意図でいらっしゃるのかどうかというのが１つ。そもそも、もう今現在いらっしゃるのでしたら、すいません。そこを御指摘ください。それから２つ目としては、こういう療育支援ということの内容ですと地域おこし協力隊というのは、そもそも３年で終了。長くてですね、３年。今たまたまコロナで活動ができないということで延長がされていることがありますけれども、本来、基本的には３年間。この３年間が終わった後に、またさらに、こういう支援が必要で多分あろうと思うわけですが、その３年後のことはどう考えていらっしゃるのかということが１つ。そして、その３年後、本来であれば、その地域おこし協力隊という方たちに、この地域に定住して自立していただく、という目的が本来の目的としては、総務省としては言われているわけですけれども、こういう職種の場合に、どういう形で自立することを可能性として考えていらっしゃるのか、その３点をお願いします。

議長（高橋昭典君）　佐々木保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　ただいま御質問のありました、まずは、言語聴覚士かどうかということでございますけれども、今回任用予定の方については、保育士を予定しておりまして、現在、おひさまのほうには、言語聴覚士がいないという状況になっておりまして、来年度４月採用に向けて現在進めているところでございます。続いて、なぜ地域おこし協力隊かと、また３年間の任用期間があるということでございますけれども、まず今回、どうしても東川町に居住して子ども発達支援センターのほうに勤務したいというような要望がありましたことから、東川町のほうの地域おこし協力隊ということで任用したところでございます。３年後については、本人と面談重ねまして、引き続き、子ども発達支援センターのほうに勤めていただくのか、自立するのかというのが面談で決めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。
10番、鈴木議員。

10番（鈴木　ただいまのお話しの中で、御本人の、そういう御希望の方がいらした

| | |
|---|---|
| 哉美君） | というお話しがありましたけれども、もし差し支えなければ、地域ですね、道内なのか、また道外なのか。もし差し支えなければ、お教えいただけますでしょうか。 |
| 議長（高橋昭典君） | 保健福祉課長。 |
| 保健福祉課長（佐々木英樹君） | 今回、任用予定の方は、福岡市在住の方を任用予定となっております。よろしくお願いします。 |
| 議長（高橋昭典君） | ほかに質疑ありますか。（「質疑なし。」の声あり）<br>これをもって質疑を終結いたします。<br>これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし。」の声あり）<br>討論なしと認めます。<br>議案第１号について採決いたします。<br>本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）<br>異議なしと認めます。<br>よって、「議案第１号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第８号）について」は、原案のとおり可決されました。 |

**○日程第８　議案第２号**

| | |
|---|---|
| 議長（高橋昭典君） | 日程第８　議案第２号「令和４年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。<br>提案理由と議案の説明を求めます。<br>矢ノ目都市建設課長。 |
| 都市建設課長（矢ノ目俊之君） | （登壇）<br>ただいま議題となりました、議案第２号「令和４年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について」提案理由と補正内容を御説明申しあげます。補正予算書の１ページをお開きください。<br>令和４年度東川町の公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次の定めるところによる。<br>第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億 5,113 万 4,000 円とする。<br>第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。<br>補正の主な理由ですが、人事院勧告に伴う人件費の補正に関する歳入歳出の増額及び西部処理区の予算組み替えでございます。<br>それでは事項別明細の歳出から説明させていただきますので、８ページ、９ページをお開きください。<br>１款公共下水道費、１目一般管理費における公共下水道事業管理費は、人事院勧告に伴う給与改定等によるもので、一般職給料３万 3,000 円、一般職諸手当４万 5,000 円、各種組合等負担金５万 6,000 円で、総額 13 |

万 4,000 円を増額するものです。
なお、詳細内訳は、補正予算書 10 ページ以降の給与費明細書を後ほど御確認ください。
次の２目西部処理区費における西部処理区施設整備事業は、国庫支出金の執行残を活用し、次年度発注予定の下水道管渠診断業務を前倒し実施するもので、工事請負費を 292 万 5,000 円減額し、測量調査設計委託料を同額増額する組み替えを行います。
次に歳入について説明させていただきますので、６、７ページを御覧ください。
５款繰越金、１目繰越金の 13 万 4,000 円の増額は、前年度会計繰越額の補正前留保額 1,189 万円から 13 万 4,000 円を今回の補正予算財源として計上いたします。以上で、議案第２号「令和４年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号)」の説明とさせていただきますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入歳出について一括して質疑に入ります。
質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第２号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、「議案第２号　令和４年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。

**○日程第９　議案第３号**

議長（高橋昭典君）　日程第９　議案第３号「令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
市川副町長。

副町長（市川直樹君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第３号「令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第２号)」について、提案理由と補正内容について御説明申し上げます。
補正予算書の１ページをお開きください。
令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,278 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億 2,048 万 2,000 円とする。
第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

補正の主な理由でございますが、１点目は、人事院勧告による職員人件費の増額。２点目は、新型コロナウイルスに伴う発熱外来検査数の増加等による通信運搬費、手数料及び医療用材料費等の増額でございます。

補正内容を説明する前に、発熱外来の検査状況について説明をいたします。発熱外来の検査総数ですが、昨年令和３年度は、抗原検査が 314 件、ＰＣＲ検査が 170 件の合計 484 件でありました。本年は４月から 10 月までの数値で前年と比較しますと抗原検査が、前年度 80 件に対し、今年度 1,117 件と 14 倍に増えております。ＰＣＲ検査につきましては、前年度 81 件に対し、今年度 156 件で約２倍となっており、昨年１年間の検査数 484 件に対し、本年は 10 月末時点で 1,273 件と、既に 2.6 倍の検査数になっているという状況でございます。このような状況を踏まえまして、事項別明細書の歳出から説明をさせていただきますので、８ページ、９ページをお開きください。

最初に１款総務費の職員人件費 163 万 2,000 円の増額は、人事院勧告に伴う給与、期末手当の改定に伴うもので、給料、諸手当、負担金をそれぞれ増額いたします。

次の事務管理費の増額につきましては、発熱外来患者数の増加に伴い、患者や関係機関への通信費が増加していることにより 25 万円を増額、手数料は、コロナ蔓延防止のため、クリーニングの回数を増やしていることに加え、原油価格や原材料費の高騰により 11月１日よりクリーニング料金が改訂され、不足となる 40 万円を増額するものでございます。

続いて、施設維持管理事業 250 万円の増額は、燃料単価の引き上げにともなう不足額 80 万円、光熱水費は電気料高騰による不足分として 60 万円を増額し、感染症廃棄物処理委託料は、発熱外来で着用する防護衣服、手袋などは１回使用するたびに廃棄することから、その廃棄物処理委託料を 110 万円増額いたします。

次に医業費の医療用消耗器材費は、民間検査機関に委託するＰＣＲ検査の委託料で、190 万円の増額をするものです。

続いて３目医療用衛生材料費は、610 万円の増額です。医薬材料費は、主に外来患者の注射薬剤、関節注射、入院患者の点滴材料、定期薬等であり、今後の執行にて予算不足が生じるため 110 万円を増額します。

次の診療材料費は、発熱外来におけるコロナウイルス抗原検査キット等の購入費で、500 万円を増額補正するものでございます。

以上が、歳出の説明であります。次に歳入について説明いたしますので、６ページ、７ページを御覧ください。

今回の補正では、本来であれば、発熱外来検査数の増加に伴い、外来の診療収入を財源として計上すべきところではありますが、このところの急激なコロナの感染拡大により、発熱外来患者は増加しておりますが、一方で通常の外来患者数については減少傾向となっており、今後の推移予測が非常に難しいことから、今回の補正財源については前年度会計の繰越金を充当することとさせていただいております。最終的には、ワクチン接種の交付金などもございますので、年度末に整理をさせていただきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

このようなことから、歳入においては、前年度会計繰越金 1,278 万 2,000 円を充当させていただき、充当後の繰越金留保額については、1,078 万 7,000 円となります。

なお、今回の補正にかかる給与費明細書は、10 ページ以降に添付をし

ておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。
以上が、議案第３号「令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第２号）」の説明とさせていただきます。
御審議の上、御決定いただきますよう　よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより、歳入歳出について一括して質疑に入ります。
質疑ありませんか。
10 番、鈴木議員。

10 番（鈴木哉美君）

発熱外来のことについて、確認、質問させていただきます。
国と道のほうのホームページや報道、あとは一般の新聞報道ですね。都市部に関しての報道に関しまして、主にもう発熱外来が、受入れがもう大変なので、65 歳以上の方、また基礎疾患のある方、それから妊婦の方以外の症状の軽い方は、発熱外来を利用せずに、自分で検査キットを購入するなり、または購入で備えるなり、それからセンターに登録して、取り寄せて、自己検査でもって対応するようにというような報道がテレビでも結構なされてますし、まず、発熱外来自体に「もう来ないでください。」というような報道が非常に多いわけですね。これ本当に一般の方がただそう見てしまうと、これ東川の場合には、じゃあ、どうなんだろうということが、状況がなかなか分かりずらくなっております。
私が見た感じ、それから、お話し聞いたところでは、東川の場合は、まだ発熱外来で対応しきれていると、今後万が一、爆発的なことがあれば、もしかしたら、お断りをせざるを得ない状況があるかもしれないけれども、今のところは、発熱外来を利用していただいて、特に町民の方ですね、全く問題ないというようなお話しを聞いているんですが、そういうことが、どこからも分からない状況になっております。もしかするともう今、ピークを一旦越え始めているのか分からないですが、ぜひ発熱外来の状況として、今私は、わりと最近聞いた話をお伝え申し上げましたが、今現在の状況として、発熱外来を利用していただいて、大いに逆に利用していただきたいという状況なのか、それとも、そろそろ本当にちょっと厳しいよ、という状態なのか、また今後、そういう状況をリアルタイムに、リアルタイムというは、今今が何人待ち状態ですとかそういうことではなくて、東川町の町立診療所の発熱外来の利用に関しては、ぜひ御利用いただける状況ですというようなことが何か、分かるような形で町民の皆さん中心に広報していただけたりはしないのか、その辺の状況とあと、今後のそういう対応ですね、逆にまずいのは、今後、本当に発熱外来がもう何かしらの状態で、受け入れ今日はできません、前に休診のお知らせっていうのがホームページあったと思いますけれども、あのような形でお知らせをしていただけるのかどうか、というようなことをお伺いしたいです。

議長（高橋昭典君）

市川副町長。

副町長（市川直樹君）

ただいまの御質問の関係でございますけれども、今現在のところ、診療所のほうでお断りをしているような実態はないということでございます。ただこれは、感染状況だとか、検査をしたいという方の御希望の前に、広報でも既にお知らせをしておりますが、熱がある方については、

診療所のほうに、まずは電話を１本入れていただいて、その上で検査をすると。で、検査をする時間帯も、一挙に来られてもお待ちいただくことになるので、受付の段階である程度整理をさせていただいているというのが実態であるということでございます。ただ一時、診療所のほうでも、発熱外来をお休みさせていただきますというような情報が出たと思いますけれども、あれは休診ということで、そこに働く方々の、あるいは入院患者の方々に数人感染者が出たというような状況の中での休診ということでございますので、これは随時状況が変わってまいりますので、その都度、ホームページだとか、そういった形でお知らせをしているということでございます。今の現在の段階では、その日の人数によって検査をできない場合は、違うところに回ってもらう方はいるかもしれませんが、基本的には対応をしているということでございます。今、議員のほうからもお話しありましたように、そういった検査ができないというような状況、そういったことがもし生まれてくれば、今、ホームページだとか東川アプリだとか、そういった形でできる限り、広く町民のほうにお知らせをするということで、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第３号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、「議案第３号　令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり可決されました。

## ○閉　　会

議長（高橋昭典君）　これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。
以上をもって、令和４年東川町議会第７回臨時会を閉会いたします。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　安原　芳博

会議録署名議員　　正満　正義